

大刀洗町告示第39号

令和2年第7回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

令和2年8月19日

大刀洗町長 中山 哲志

1 期 日 令和2年9月4日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

森田 勝典

平田 康雄

黒木 徳勝

東 義一

松熊武比古

安丸眞一郎

隠塚 春子

野瀬 繁隆

平山 賢治

古賀 世章

高橋 直也

○応招しなかった議員

令和2年 第7回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

令和2年9月4日 (金曜日)

議事日程 (第1号)

令和2年9月4日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①請願の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

日程第5 議案第33号 大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

日程第6 議案第34号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第35号 大刀洗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第36号 大刀洗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第37号 町道の認定について

日程第10 議案第38号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算 (第5号) について

日程第11 議案第39号 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) について

日程第12 議案第40号 令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第1号) について

日程第13 議案第41号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算 (第2号) について

日程第14 認定第1号 令和元年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第2号 令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第16 認定第3号 令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第17 認定第4号 令和元年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第5号 令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- (1) 議長の報告
 - ①請願等の報告
 - ②検査結果の報告
 - ③委員会所管事務調査の報告
 - (2) 町長の報告（あいさつ）
- 日程第4 同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第5 議案第33号 大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第34号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第35号 大刀洗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第36号 大刀洗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第37号 町道の認定について
- 日程第10 議案第38号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第11 議案第39号 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第40号 令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第41号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 認定第1号 令和元年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第3号 令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第4号 令和元年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第5号 令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

出席議員（11名）

1 番 森田 勝典	2 番 隠塚 春子
3 番 平田 康雄	4 番 野瀬 繁隆
5 番 黒木 徳勝	7 番 平山 賢治
8 番 東 義一	9 番 古賀 世章
10 番 松熊武比古	11 番 高橋 直也
12 番 安丸眞一郎	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中山 哲志	副町長	……………	大浦 克司
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	重松 俊一
税務課長	……………	山田 恭恵	福祉課長	……………	平田 栄一
地域振興課長	……………	村田 まみ	産業課長	……………	佐々木大輔
建設課長	……………	田中 豊和	子ども課長	……………	松元 治美
健康課長	……………	早川 正一	生涯学習課長	……………	矢野 智行
会計課長	……………	佐田 裕子	住民課長	……………	矢永 孝治
財政係長	……………	福岡 信義	人事法制係長	……………	堀内 智史
監査委員	……………	村山真知子			

開会 開議午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。

現在の出席議員は11名です。ただいまから、令和2年第7回大刀洗町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、4番、野瀬繁隆議員、5番、黒木徳勝議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。黒木徳勝委員長、登壇して報告をお願いします。黒木委員長。

○議会運営委員長（黒木 徳勝） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の黒木徳勝です。

令和2年第7回大刀洗町議会定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告申し上げます。

委員会は、令和2年8月28日午前9時30分から協議会室において開催し、出席議員は5名でした。安丸議長及び執行者側から重松総務課長の出席を得て協議いたしました。

会期及び会期日程表をご覧くださいと思います。

協議の結果、本定例会の会期は9月4日から9月18日までの15日間と決定いたしました。

会期日程の15日間の内容でございますが、本日は、議事日程に従って順次議案を上程し、議案審議を進めていただきます。

5日、6日は休会とし、7日からは、各会計の令和元年度の歳入歳出決算の認定については、全議員で構成する決算特別委員会を設置し、委員会に付託していただき、7、8、9、10に審議していただきます。

11日、13日までは休会といたします。

9月14日は本会議を再開し、一般質問とさせていただきます。

9月15日火曜日は休会といたします。

16日は全員協議会を開催し、自由討議を行います。

17日は休会といたします。

18日は本会議を再開し、議案審議とさせていただきます。

以上が、今回の定例会の会期及び会期の日程でしたが、その後、台風10号が発生し、過去最強であるという特別警報級と言われる勢力の台風が北上し、6日、7日に九州に接近、または上陸するおそれがあり、甚大な被害が出るであろうと考えられます。

よって、緊急に議会運営委員会を8月3日13時30分から協議会室において開催し、出席議員は5名でした。安丸議長及び執行部から重松総務課長の出席を得て、会期日程について一部変更をしました。

お手元に配付日程表をお開きください。

会期につきましては、9月4日から9月18日で15日間として、そのままでございます。会期日程について一部変更いたします。

本会議、今日はこのとおり議案審議をしていただきます。

5、6は休会といたします。

7日を決算特別委員会にしておりましたけれども、台風の関係で休会といたします。

8、9、10はそのままの決算委員会及び総務文教厚生委員会を開催いたします。

そして、9月11日の金曜日に決算特別委員会を設定いたしました。

そして、12日、13日は休会といたします。

14日は一般質問とさせていただきます。

15日は休会。

16日は全員協議会。

17日は休会。

18日は本会議の最終議案審議となります。

以上をもって報告をいたします。

当議会の円滑な議会運営ができますようお願いし、報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月18日までの15日間にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。本定例会の会期は、本日から9月18日までの15日間に決定しました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（安丸眞一郎） 日程第3、諸報告を行います。

請願の付託報告を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配りました請願付託表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

令和2年第7回大刀洗町議会定例会

請願付託表

令和2年9月4日

請願番号	件名	付託委員会名
請願第1号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について	総務文教厚生委員会

○議長（安丸眞一郎） 次に、監査委員より、令和2年6月、7月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、総務文教厚生委員会、森田勝典委員長、登壇して報告をお願いします。森田委員長。

○総務文教厚生委員長（森田 勝典） 皆さん、おはようございます。総務文教厚生委員会委員長の森田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

閉会中の所管事務調査について御報告いたします。

本会議までに2度の委員会を開催いたしました。初回は7月13日9時半より、出席者は、森田、隠塚、平山、東の4名でございます。

コロナによる休業開業後の小中学校の現状について、委員会として調査を行うことといたしました。

内容につきましては、小中学校コロナ対策についての現場の声を聞き、現状を把握すること、授業に関することとして、夏休みや不足時間の補い方など、学校行事について、子供たちのメンタルに対する影響と対策について、大規模改修及び空調設備の校舎視察ということで、7月28日に大刀洗小学校、大刀洗中学校を現地調査することにいたしました。しかしながら、本町で最初のコロナ感染者が発生したことにより、急遽中止いたしました。

それから、次に、8月19日9時半から、出席者は安丸議長、森田、隠塚、平山、東の5名で、

委員会を開催いたしました。

現地調査を今後の課題として検討し、日程を変更して実施することにいたしました。日程を現在調整中であります。

以上、総務文教厚生委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。ありがとうございます。

○議長（安丸眞一郎） 次に、議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会広報委員長（平山 賢治） 議会広報委員会委員長の平山でございます。委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査、1、大刀洗議会だよりの編集、発行について。第167号は5回の会議を開き、作業日も挟みながら、編集、構成を行いました。7月17日に発行しております。次号168号の発行につきましては、9月1日に広報委員会を開き、企画や日程を協議したところでございます。9月下旬の発行を予定しております。

2、ホームページ等の運用に関する事項について。フェイスブックページは、閉会中11件の記事を更新しております。内容は、定例会、臨時会、委員会、研修会に関すること、その他であります。

3、その他議会の広報に関する活動。9月定例会の案内チラシを作成し、回覧をお願いしているところであります。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、議長報告を終わります。

町長より挨拶をしていただきます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 皆さん、おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和2年第7回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用にもかかわりませず、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

今年は、梅雨明け以降、お盆を過ぎても連日の猛暑が続いています。今月に入ってもしばらくは暑い日が続くと思いますので、町民の皆様には、小まめな水分補給や適切なエアコンの使用など、熱中症対策をはじめ、体調管理に十分留意いただきますようお願いいたします。

また、現在、非常に強い台風10号が、発達しながら九州に接近しています。台風が近づいて、暴風が吹き始めてからの避難は大変危険です。防災情報の確認と事前の備えや早めの避難など、自分の命、大切な人の命を守る行動をお願いいたします。

依然として、新型コロナウイルスの感染拡大が続いています。8月の臨時議会の際にも申し上げましたが、町民の皆様にはマスクの着用、せきエチケットの遵守、手洗いの徹底や3密の回避など、感染予防に努めていただきますとともに、感染された方の人権の尊重と個人情報の保護に

十分な御配慮をお願い申し上げます。

先月25日の夜、大刀洗町と小郡市の19か所で一斉に花火が上がりました。今年はコロナ禍の影響で、例年どおりの開催が難しい中、3密を避けるため、みい青年会議所の皆さんが企画されたサプライズ花火でした。時間は3分ほどと短時間でしたが、この地域に元気と勇気を頂いた気がしています。

花火大会の起源は、悪疫退散祈願とも言われています。新型コロナウイルスの感染拡大が一日も早く終息することを願っています。

本年3月に完成しました定住促進住宅スカイラーク大堰駅前には、おかげさまで25室が満室となり、75名の入居者のうち52名が町外からの転入となっています。

また、日本全体で、人口減少が進展する中、本年7月末の住民基本台帳上の人口は1万5,751人と過去最高を更新中であり、これまで取り組んできた子育て支援や教育環境の充実などの施策が、一定評価いただいた結果ではないかと考えています。

次に、令和元年度一般会計決算については、歳入が90億4,864万円、歳出が84億3,999万円となり、実質収支額は3億3,679万円の黒字となっています。

歳入では、地方交付税が0.1%の減と、一昨年度とほぼ同水準だった一方、町税が町民税及び固定資産税の増加に伴い4.8%の増、国庫支出金及び県支出金が各種事業の増加に伴い、それぞれ41.9%と8.9%の増、寄附金がふるさと応援寄附金の増加に伴い6.5%の増など、歳入全体では16.9%の増となっています。

歳出では、小中学校の空調機器設置事業等に伴い、普通建設事業費が115.1%の増、災害復旧事業費が80.3%の増など、歳出全体で19.7%の増となっています。

特別会計につきましても、4会計とも実質収支は黒字となっていますが、詳細につきましては、今議会の決算特別委員会において報告をさせていただきます。

次に、今議会に提案しております一般会計補正予算については、新型コロナウイルス対策や7月豪雨の災害復旧、防災行政無線の整備など、防災力の強化に必要な経費を計上しております。

このうち、防災行政無線の整備については、現状では防災ラジオが必要とされる世帯に十分に普及していないこともあり、大刀洗町では、災害時の情報伝達手段がインターネットや携帯電話に偏っており、携帯電話を所有していない高齢者や子供、一時滞在者や外国人に対し、いかにして災害時等に迅速に必要な情報を伝えるかが課題となっています。

また、住民の皆様伝えるべき情報は、大雨や台風等に伴う避難勧告等に関する情報のほか、地震や津波等の気象災害に関する情報、弾道ミサイルや大規模テロ等の国民保護情報など、多岐にわたります。

この点、その時々々の天候や屋内、屋外などの場所を問わず、住民の皆様に必要な情報を確実に

伝達するためには、一つ的手段に頼らず複数の伝達手段を組み合わせる、情報伝達手段の多重化、多様化が望ましいとされており、今回防災行政無線の整備や、携帯電話を所有しない高齢者世帯等への防災ラジオの配布に必要な経費を計上いたしております。

このたびの7月豪雨や台風10号を見ても、これまでの常識が通用しない異常気象が日本各地を襲っています。町民の皆様の命を守るため、議員各位の御理解をお願いいたします。

次に、本年度の普通交付税が決定されました。本年度から交付税の算定基礎に地域社会再生事業費が新設されたこともあり、臨時財政対策債を加えた当町の実質的な交付決定額は18億7,400万円余と、昨年度と比べ3,600万円余の増となっています。

しかしながら、現在、日本経済は新型コロナウイルスの拡大に伴い、今年の第2四半期のGDPが、年率換算でリーマン・ショック時を越える27.8%の減となるなど、来年度以降の町税や地方交付税の減少が懸念される所であり、今後とも効率的な財政運営に努めてまいります。

さて、今議会には、固定資産評価審査委員会の委員の選任同意1件、大刀洗町町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定をはじめ、条例関係4件、町道認定1件、一般会計及び特別会計の補正予算4件、令和元年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定5件を提案いたしております。

いずれも重要な案件を提案いたしておりますので、慎重に御審議いただきまして、最後には御承認いただきますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） 町長の挨拶が終わりました。これで、諸報告を終わります。

日程第4 同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（安丸眞一郎） 日程第4、同意第4号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 総務課の重松でございます。それでは、同意第4号固定資産評価審査委員会の委員の選任について、提案理由及び内容について御説明いたします。

まず、議案書をご覧ください。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるということで、今回選任する方は、まず住所は福岡県三井郡大刀洗町大字山隈1711番地の110、氏名は高松廣美さんでございます。生年月日は昭和23年12月19日生まれ。

提案理由としましては、現固定資産評価審査委員会委員の辞任に伴い、後任の委員を選任する必要があります。これが提案理由でございます。

1枚めくっていただいて、次のページをご覧ください。

今回の委員選任の方の履歴書を記載をしておりますので、御一読いただきたいと思います。

以上で、提案理由及び内容についての説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○議長（安丸眞一郎） これから、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第5. 議案第33号 大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第5、議案第33号大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、議案第33号大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明いたします。

まず、提案理由としましては、公職選挙法の改正に伴い、町議会議員及び町長の選挙における選挙運動費用の一部を公費負担とするため、条例を制定する必要がある。これが今回条例案を提案する理由でございます。

主な条例の内容としまして御説明いたします。

次のページをご覧ください。

まず、趣旨として、第1条に記載しております、この条例は、公職選挙法第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における法律第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」）の使用、その次が、第142条第1項第7号のビラ、これは括弧書きで記載しております、選挙運動用ビラの作成、次が第143条第1項第5号のポスター、（以下「選挙運動用ポスター」）の作成の公費負担に関し、必要な事項を定めるものということで、今回、町の条例で定めている分がこの3つでございます。

そのあとの分につきましては、その詳細について条例に記載をしております。

要するに、町議会議員の選挙及び町長選挙において、選挙運動用の自動車、ポスター、ビラの公営化、要するに町が負担する分でございますけれども、これを公営化するためには、町で条例化する必要があるということで、今回提案をさせていただきます。

なお、施行に関しましては、一番最後のページをご覧ください。

施行期日につきましては、この条例は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する、と適用区分としまして、この条例はこの条例の施行の日以後その期日を告示された選挙から適用するというので、次回の町議選及び町長選から適用されることとなります。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○議長（安丸眞一郎） これから、質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第6. 議案第34号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第6、議案第34号大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） おはようございます。税務課の山田と申します。よろしくお願いたします。

議案第34号大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由でございます。国のキャッシュレス化推進を踏まえ、住民サービスの向上のため窓口手数料等のキャッシュレス化を推進する必要がある。これが、条例案を提出する理由でございます。

1枚開けて、その次の2ページをお開きくださいませ。

新旧対照表でございます。手数料条例の第3条の部分でございます。タイトル部分、徴収の時期及び方法の「及び方法」を削除しております。

第3条、前条に規定する手数料は、当該手数料に係る申請の際又は当該申請に係る書類の交付の際に、「現金で」の部分削除しております。徴収する。「ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない」という文をつけております。

2項でございます。こちらは、「理由は」を「場合は」に訂正しております。

1ページお戻りくださいませ。

附則でございます。この条例は令和2年10月1日から施行する。

以上でございます。御審議、御可決いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（安丸眞一郎） これから、質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第7. 議案第35号 大刀洗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第7、議案第35号大刀洗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 健康課の早川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第35号大刀洗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明いたします。

まず、提案理由でございますが、福岡県子ども医療費支給制度が、令和3年4月1日に改正され、助成対象が中学生まで拡大されることに伴いまして、大刀洗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、2枚めくっていただきまして、2ページの新旧対照表をご覧ください。

まず、第2条第3号におきまして、児童は次のいずれかに該当する者をいうとして、ア、イということで、小学生と中学生を分けて定義しておりましたが、今回中学生まで助成が拡大することによりまして、「児童は15歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、乳幼児を除く」というふうに変更しております。

続きまして、第4条第1項におきまして、一番下の括弧書きのところでございます。これまで中学生の入院について、町独自助成を行っておりましたが、今回の助成拡大により、中学生が県の助成の対象となりますので、この括弧書きを削除しております。

次ページに行ってくださいまして、同条第2項におきましてです。小学生の通院につきましては、これまで1医療機関につきまして、1月1,200円までの自己負担がございました。今回の福岡県の助成拡大により、中学生は1日、1医療機関1,600円までの自己負担となりましたが、子育て支援（町の独自助成を行い）小学生及び中学生の通院につきましては、1医療機関につきましては、1月につき1,000円までというところを変更を行っております。

また、第6条におきまして、ただし、第2条第3号イに掲げる児童にあつては、子ども医療証は交付しないものとするということで、中学生については子ども医療証を交付していませんでしたが、今回の改正により、中学生に対しても医療証を交付するよう変更をしております。

1枚戻っていただきまして、1ページをご覧ください。

附則でございます。

この条例は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る子ども医療費から適用する。ただし、次項の規定については、公布の日から施行するようしております。

また、2項で、町長は前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の大刀洗町子ども

も医療費の支給に関する条例第2条第2号の乳幼児及び第3号の児童に係る子ども医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して子ども医療証を交付することができる、としております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（安丸眞一郎） これから、質疑を行います。質疑ございませんか。3番、平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 大体内容はよく前回でも説明いただきましたので、大体分かりますけれども、確認をさせていただきたいと思います。

現在、小学生の自己負担額が1,200円で、それ以上は県が負担すると。それを、当町の場合は200円町費で賄おうと。それから中学生については、現在は全額自己負担ですけれども、県が1,600円以外は負担するというので、1,600円内が自己負担と。その1,600円のうち、町費で600円支払うから、自己負担が1,000円ということで、個人的には町費は小学生が200円、中学生が600円、町のほうで負担するということでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

今、平田議員がおっしゃいましたように、県の助成の基準としましては、小学生の通院については1,200円、来年度施行されます中学生助成拡大の分については、自己負担が1,600円というところで、県の基準がございます。

町につきましては、子育て支援策としまして、小学生については1,200円を1,000円、200円分は町で独自助成、中学生につきましても1,600円を1,000円の自己負担とさせていただきまして、600円分は町の独自助成とさせていただくようにしております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 3番、平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） そうなってきますと、小学生で200円町費負担ということですが、この分で町の持ち出しというのは、どれくらいになるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 小学生の分を独自助成する場合につきましては、100万円ほどの町の独自助成が必要かというふうに予想しております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 3番、平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 併せて、中学生ではどうでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 中学生分につきましては、約150万円ほどというふうに推測してお

ります。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか、3番、平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 昨日の説明でありましたように、小学生が県のほうの負担を除いた自己負担が1,200円、中学生が1,600円。大体周辺の市町村は、ほとんどが1,200円、1,600円になっているのに、大刀洗町については、それを町費で賄おうということで、両方とも1,000円にするということで、非常に前向きな条例改正と思っております。

できれば、これをさらに半額にしたり、無償化の方向で今後とも検討いただきたいと思います。
以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁はよろしいですか。ほかはありませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで、1日目の質疑を終わります。

**日程第8．議案第36号 大刀洗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第8、議案第36号大刀洗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） それでは、議案第36号大刀洗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明いたします。

提案理由でございますが、福岡県重度障がい者医療費支給制度が、令和3年4月1日に改正されることに伴いまして、大刀洗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、2ページをめくっていただきまして、3ページの新旧対照表をご覧ください。

まず、条例名でございますが、大刀洗町重度障害者医療費の支給に関する条例ということで、「障害者」の「害」という文字を今回、漢字から平仮名表記に変更します。本則についても法令等を除いて同様に平仮名表記にするものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第3条第2項第4号でございます。こちらにつきましては、子ども医療費制度が15歳まで拡大されるに伴う改正でございます。「12歳」を「15歳」というふうに改正をしております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第13条第1項及び同条第2項につきまして、関係法令の改正により変更しております。

それでは、2ページに戻っていただきまして、附則をお願いいたします。

この条例は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る重度障がい者医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

第2項、町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の大刀洗町重度障がい者医療費の支給に関する条例第5条の受給資格の認定を行い、受給資格者に対して重度障がい者医療証を交付することができる、としております。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから、質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第9 議案第37号 町道の認定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第9、議案第37号町道の認定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 建設課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第37号町道の認定につきまして、提案理由及び内容の御説明をいたします。

議案第37号町道の認定について。道路法第8条第2項の規定により、町道路線を別紙のとおり認定する。

提案理由といたしましては、大刀洗町開発行為等整備要綱に基づく私道の寄附の手續の完了に伴いまして、町道路線の認定を行うものでございます。

今回提案する道路路線は5路線ございまして、いずれも本郷保育園南側に位置します開発区域内の道路につきまして、完了検査の結果、道路の基準に適しているため、町に帰属させ町道の認定を行うものでございます。

1ページをご覧ください。

今回認定します5路線の番号、路線名、起終点、延長、幅員を記載しております。

まず、362号、本郷45号線でございます。起点が本郷922番4地先で、終点が本郷918番5地先でございます。延長が52.6メートルの路線で、幅員が6メートルから10メートルでございます。

次に、363号、本郷46号線、起点が本郷926番8地先、終点が本郷918番28地先でございます。延長が79.2メートルで、幅員が6メートルから10メートルでございます。

次に、364号、本郷47号線です。起点が本郷918番15地先で、終点が本郷908番

5地先、延長が103.5メートル、幅員が6メートルから10メートルでございます。

次に、365号、本郷48号線。起点が本郷の928番8地先、終点が本郷929番1地先、延長が27.2メートル、幅員が6メートルから10メートルでございます。

最後に、366号、本郷49号線です。起点が本郷918番17地先、終点が本郷918番5地先でございます、延長が48.6メートル、幅員が6メートルから10メートルの路線となります。

2ページをご覧ください。

位置図を添付しております。青のラインが362号の本郷45号線、オレンジのラインが363号の本郷46号線、赤のラインが364号の本郷47号線、緑のラインが365号の本郷48号線、グレーのラインが366号の本郷49号線になります。

3ページをご覧ください。

参考といたしまして、5路線の平面図を添付しております。今回提案する町道5路線につきましては、令和2年5月20日に完了検査を実施しております。その結果、道路が町道の規格に適合しておりましたので、今回認定をするものでございます。

以上の経緯で、新規に362号の本郷45号線、363号の本郷46号線、364号の本郷47号線、365号の本郷48号線、366号の本郷49号線の5路線を町道として認定することを提案させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから、質疑を行います。質疑ございませんか。5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 5番、黒木です。

3ページをちょっとはぐっていただきたいと思いますが、この戸数が全部で何戸あるのですか。大体36戸か7戸ぐらいあるかと思いますが、全部この町道から、最終的には県道塔ノ瀬十文字線に、全部車がこっから出入りするというふうな図面ではなかろうかと思います。

そういう中において、結局カーブミラー等の設置等がどのように、ただ町道認定だけじゃなくて、カーブミラー等の考え方は、どのように設置されておるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 黒木議員の御質問にお答えいたします。

戸数としては35件、35戸でございます。カーブミラーにつきましては、本郷45号線からの出口、県道塔ノ瀬十文字小郡線のところの出口に、カーブミラーを設置するようにしております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか、5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） ただ、そこ1か所ですか。非常に件数は多してから、見おくとえら

いよか図面のものですけれども、非常に事故等が起りやすいような、家が建ったら、ここは見えないだろうと思うんです。そこについては、もう少し、ちょっと考え方が甘い、1か所のみですかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 各道路の交差点部分には、カーブミラーを設置するようにしておりますが、カーブミラーの支柱が宅地の入り口の邪魔になるということで、今、電柱が建柱されております。その電柱にカーブミラーを共架するように、今指導しておりますところでございます。以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか、5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 最後に、一言申し上げますけれども、非常にこのような開発行為をする場合において、後から、町道認定をしてからカーブミラーということになると、町が全部設置しなくてはなりませんので、こういうような場合については、やはり開発行為をするときに、十分現場を調査しながら、最小限事故の起こらないような道路の認定をし、カーブミラー等の設置をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） ほかございませんか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 図面の3ページについてお尋ねいたします。

図面の362号、本郷45号線ですけど、これ県道の塔ノ瀬十文字小郡線のほうに出ていくわけですけど、この出ていくところについては、バチが図面の関係で出てきてないかもしれませんが、なんでバチ関係が必要ではないかというふうに、私個人考えますけど、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 東議員の御質問にお答えいたします。

県道塔ノ瀬十文字小郡線への出口に関しましては、歩道がございますので、町道の部分についてはバチは設けていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで、1日目の質疑を終わります。

日程第10. 議案第38号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第10、議案第38号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、議案第38号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

では、お手元の議案書1枚めくってください。

議案第38号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるということで、歳入歳出予算の補正についてです。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,240万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億781万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算による。

次に、地方債の補正です。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」によるということで、まず、歳出について主なものを御説明いたしますので、議案書の11ページをご覧ください。

11ページ、款項目順で御説明いたします。一番下です。2款1項8目電算事務費、補正額88万。12節委託料でございます、内容は農地情報公開システム用台帳データ再変換業務委託料88万を計上しております。

次に、12ページです。上のほうです。2款1項11目校区センター管理費、補正額80万。10節需用費、これは校区センターの修理費として80万を計上しております。

次、13ページをご覧ください。真ん中辺りです。2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額マイナス850万。申し遅れましたけれども、まず今回の歳出については、4月及び7月の人事異動に伴う人件費組替えが計上されております。そこで、人件費関係につきましては、省略をさせていただきます、主なものについて御説明いたします。その12節委託料247万5,000円。これは住民基本台帳システム改修業務委託料でございます。17節の備品購入費としまして、30万8,000円、これはマルチQR決済端末購入費の分でございます。

次、飛びまして、16ページをご覧ください。下のほうです。3款2項1目児童福祉総務費補正額2,811万2,000円。12節委託料です、977万を計上しております。内訳としましては、放課後児童健全育成事業委託料300万、病後児保育事業委託料50万、学童保育所無線LAN構築委託料627万を計上しております。

次に、18節負担金・補助金及び交付金です。2,059万6,000円を計上しており、内訳としましては、まず、一時預かり事業費補助金として553万5,000円、次に保育所等整備事業費補助金、これは大堰保育所の整備費でございまして660万、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金、これは保育園の分です、そして250万。次のページをご覧ください。

続きまして、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金、これ学童保育分として300万と、保育対策総合支援事業、これは保育環境改善等事業で230万を計上しております。

次に、4目子育て支援費補正額100万、これは17節の備品購入費でございまして、新型コロナウイルス感染症対策備品購入費として80万を計上しております。

次、3款3項1目特別定額給付金事業、補正額1,712万4,000円。これは18節負担金・補助及び交付金として1,700万、これは新生児臨時特別定額給付金でございまして、今回国のほうから特別定額給付金が4月27日付を基準として支給されておりました、4月27日以降、ですから4月28日から来年の4月1日までの新生児に対して臨時的に10万円を支給するものでございます。

18ページをご覧ください。

4款1項4目公害防止対策費、補正額154万9,000円、18節負担金・補助及び交付金で150万を計上しております。これは不良空家等除却補助金、1軒上限75万円を補助しておりますから、2軒分の150万を計上しております。

次、19ページをご覧ください。

5款1項4目農業振興費、補正額2,289万5,000円、18節負担金・補助及び交付金でございます。2,289万5,000円を計上。内訳としましては、強い農業・担い手づくり総合支援交付金35万7,000円と、園芸産地労働力代替緊急支援事業費補助金として2,253万8,000円を計上しております。これはコロナ禍によりまして、外国人の実習生が不足する分を補助する機械装置の購入費として補助するものでございます。

次、20ページをご覧ください。

5款1項5目多面的機能支払交付金事業費、補正額194万5,000円。22節の償還金・利子及び割引料として、多面的機能支払交付金事業費返還分として194万5,000円を計上しています。これは該当用地だったところが、農振除外、もしくは耕作放棄地として、対象農地より外れたために、交付金の返還をするものでございます。

7目畜産事業費、補正額908万3,000円。18節負担金・補助及び交付金でございまして、908万3,000円を計上しております。内訳としましては、ふくおかの畜産競走力強化事業費補助金として845万3,000円、和牛子牛確保対策事業費補助金として63万です。

9目農業農村整備費、補正額70万。18節負担金・補助及び交付金、これは県営土地改良事業実施計画負担金、場所は小石原川第2地区として、秋月のところ辺の女男石頭首工の下流の部分の改修計画で70万を計上しております。

10目農村環境整備費、補正額4,597万9,000円。12節委託料424万6,000円です。内容は山隈地区の中島ため池改修測量設計業務委託料でございます。

次に、14節工事請負費3,873万3,000円を計上しております。内訳は今回の7月豪雨の豪雨災害農道等補修工事2,000万、先ほど委託料で申しあげました山隈地区中島ため池改修工事請負費1,873万3,000円でございます。18節負担金・補助及び交付金300万、これは大刀洗町農業土木事業補助費でございます。これも災害復旧関係の補助でございます。

13節農業集落排水事業費、補正額500万。これは27節操出金、そして下水道事業特別会計への操出金でございます。

次、21ページをご覧ください。上のほうです。6款1項2目の観光費、補正額150万、10節需用費、これは観光関連物品購入費として150万を計上しております。

次、22ページです。

7款2項2目道路改良費、補正額250万。14節の工事請負費でございまして、町単独工事費、道路改良、簡易舗装として場所は菅野橋右岸下流のところの道路改良でございます。

7款3項2目公共下水道費、補正額769万8,000円。27節操出金、これは769万8,000円を下水道事業特別会計へ操出金として、しております。

7款5項3目地域優良賃貸住宅費、補正額はゼロでございますけれども、予算の組替えをしております。

次に、7款6項2目都市計画管理費、補正額622万2,000円。12節の委託料でございまして、内容は大刀洗町都市計画道路見直し検討業務委託ということで、大刀洗町が都市計画道路5本を計画してございまして、そのうちの3本を見直すための委託費でございます。

7款7項1目公園管理費、補正額1,000万。14節工事請負費、これは小石原川沿いの左岸でございまして、桜つづみ公園ののり面の芝張り替え復旧工事費で1,000万を計上しております。

次、23ページをご覧ください。

8款1項4目災害対策費、補正額1億8,827万2,000円。まず13節使用料及び賃借料としまして、66万を計上しております。これは排水ポンプ賃借料として、先日の7月6、7の7月豪雨時に、床島区で使用しました排水ポンプの賃借料でございます。

14節工事請負費1億7,996万、これは防災行政無線システム整備工事費でございます。

次に、17節備品購入費694万、これは、まず避難所新型コロナウイルス感染症対策備品購入費として100万、次に防災ラジオ・ラジオアンテナ購入費として594万を計上しております。

次に、25ページをご覧ください。

9款5項3目中央公民館管理費でございます。補正額169万6,000円。12節委託料です。155万1,000円を計上しております。主なものは一番下ですけれども、無線LAN構

築業務費として143万。

次に、7目ドリームセンター費、補正額306万7,000円。12節の委託料で無線LAN構築業務委託費として264万ということで、中央公民館及びドリームセンターに無線LANの環境整備をするための費用でございます。

26ページをご覧ください。

10款1項1目農業災害復旧費、補正額2,500万。14節工事請負費です。これは農林災害復旧工事費として2,500万を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。

7ページをご覧ください。

まず、9款1項1目地方特例交付金、補正額944万9,000円、これは減収補填特例交付金でございます。

次に10款1項1目地方交付税、補正額2,400万。これは普通交付税でございます。

12款1項3目災害復旧費分担金、補正額925万4,000円。これは災害復旧費分担金として、地元分担金として計上しております。まず、農業災害復旧費地元分担金として412万9,000円と、農業災害復旧工事費地元分担金として512万5,000円を計上しております。

14款2項1目総務費国庫補助金、補正額2,182万2,000円。まず、4節の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、1,934万7,000円を計上です。その上ですけれども、総務管理費補助金として、住民基本台帳システム整備費補助金として247万5,000円を計上しております。

2目民生費国庫補助金、補正額1,255万1,000円。これは2節の児童福祉費補助金として1,252万7,000円を計上です。内容は説明の欄の記載のとおりでございます。

次に、3目衛生費国庫補助金として、補正額200万1,000円、これは災害等廃棄物処理事業費補助金として200万1,000円が計上されております。

次、8ページをご覧ください。

15款2項2目民生費県補助金として、補正額769万1,000円を計上しております。これは5節の児童福祉費補助金として、767万9,000円を受け入れておりまして、まず一つが、一時預かり事業補助金として167万9,000円と、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金として600万を計上しております。

4目農林水産業費県補助金として、補正額3,016万1,000円を計上しております。1節の農業費補助金として3,016万1,000円、内容は右側の説明欄に記載のとおりで、主なものとしましては、園芸産地労働力代替緊急支援事業費補助金として2,159万7,000円を計上しております。

5目商工費県補助金として補正額50万。これは福岡県宿泊税交付金として大刀洗町のほうに50万の交付金が来ております。

8目災害復旧費県補助金、補正額1,475万。これは災害復旧費として、農地、農業用施設災害復旧費補助金として1,475万が補助されております。

次に、15款3項1目の総務費委託費、補正額92万。これは右側の一番下のほうですけども、今年国勢調査が実施されますので、国勢調査委託金として98万3,000円が計上しております。

次の9ページをご覧ください。

18款1項1目基金繰入金、補正額3,879万7,000円。まず、財政調整基金繰入金として1,170万4,000円の減、次に公共施設整備基金繰入金として1,000万、ふるさと応援基金繰入金として1,752万2,000円、農業振興積立基金繰入金として2,297万9,000円を計上しております。

次に、雑入として、20款3項1目雑入、補正額329万6,000円です。これは主なものとしまして、多面的機能支払交付金の返還金として地元から頂く分で、259万1,000円を計上しております。

21款1項1目町債の臨時財政対策債として補正額510万4,000円を計上しております。これは臨時財政対策債でございます。

3目の農林水産業債、補正額1,390万。これは農業債として、右側の説明のとおりに起債の変更でございまして、まず公共事業等債、これは720万の減、一般補助施設整備等事業債1,080万、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業として1,030万を計上しております。

5目災害復旧事業債、補正額1,030万、これはまず農業災害復旧事業債として、現年分として460万と、農業単独災害復旧事業債現年分として570万。

最後に7目の消防債として1億7,990万、これは消防債として緊急防災対策債の防災行政無線システムとして計上させていただいております。

最後に、4ページをご覧ください。

地方債の補正でございます。まず、1追加の分としまして、緊急防災・減災事業債として1億7,790万を計上しております。次に、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債として1,030万を計上させていただいております。合計の1億9,020万を追加しております。

あと、2の変更した分としましては、臨時財政対策債として、補正前は1億5,500万を、補正後として1億6,010万4,000円。上水道一般会計出資債、補正前が1,040万、補正後が1,070万。公共事業等債、補正前が1,100万、補正後は340万です。一般補助施設整備等事業債、補正前が2,700万、補正後が3,780万です。災害復旧事業債、補正前が

5,090万、補正後が6,120万に補正をしています。

以上で、一般会計補正予算の第5号について説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○議長（安丸眞一郎） ただいま提案理由及び内容の説明は終わりました。

開会から80分経過しております。ここでしばらく休憩を挟みたいと思います。

議場の時計で10時30分より再開をしたいと思います。よろしくお願いたします。

休憩 午前10時20分

.....

再開 午前10時30分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

ただいまから議案第38号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 4番、野瀬繁隆でございます。

補正予算書の22ページ、土木費の都市計画費622万2,000円を都市計画道路の見直しということで計上されていますが、この内容についてちょっと御説明お願したいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

平成30年度から令和2年度の期間で、福岡県のほうから県内の都市計画道路の見直しについて検討するように照会がなされておるところでございます。県の方針では、おおむね10年ごとにこの見直しを行うという方針とされておりまして、県の都市計画課との協議の結果、見直しの協議では、経過期間が大体目安20年ぐらいというふうなお話でございましたが、大刀洗町の都市計画決定から経過が大体18年経過しておりますので、目安の20年に近いこともあり、今回、都市計画道路の見直しに着手したいというふうに考えておるところでございます。

事業の内容といたしましては、今後の都市計画道路の必要性の検証と評価、将来交通量の推計の調査、変更または廃止に向けた具体的な検討と、都市計画道路の変更図書の作成等といった内容になってくるかと思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） この前もちょっと申し上げましたように、令和元年度に都市計画基礎調査というのをやっておりますですね。あの中で、この見直しについて何か方針でも出ているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 野瀬議員の御質問にお答えします。

都市計画基礎調査の中においては、変更とか見直しについての言及はございません。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 都市計画法の運用基準というのがございまして、それは、例えば都市計画法の21条が、都市計画の見直し条項になっております。その中において、そういう第6条が基礎調査になっておると思うんですが、そういうことを踏まえて見直すべきところは見直していくというような運用基準になっているんですね。

だから、全くそれが連動していないということと、いきなり都市計画道路だけを見直しなのか、廃止なのかそこら辺の見解があれば、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

まず、議員の御指摘もごもっともなんですけれども、今回、都市計画道路に限って見直しに着手しておりますのは、一つには、その役場の前に、ミニストップ前の大堰踏切が、大変危険な踏切になっております。この踏切の改良を一日も早くやりたいという思いがございまして。

その中で、現在、今の都市計画道路の道路法線が、御承知かと思っておりますけれども、もう、ぬくもりの館ぐらまで大きく迂回するような形で都市計画道路の道路決定がなされておまして、現実的な道路改良の妨げに、今の都市計画道路の道路法線がなっている面もございまして。

そういうことも含めて、危険な踏切を一日も早く改良するためにも、今回の都市計画道路を見直しに踏み切ったというところでございまして。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） まさに大堰駅の踏切の改良が、非常に喫緊の課題だというふうに認識しております。ちょうど町長は、もう退任されていましたが、昨年の議会で、私、一般質問の中で、あそこの踏切を抜本的に改良するには、いわゆる都市計画道路の整備が最良だというふうに申し上げております。

それはなぜかといいますと、信号機をつけたりするときの滞留場とか、そういうのを全部検討して、あんだけのことを振っているわけですね、駅からの滞留所なんかを考えて。あれ以上の、あれよりもベストな何か案があるということであれば、それはそれで納得はするんですけど、都市計画道路が邪魔だというのが、非常に、ちょっと都市計画から見たら、ちょっと問題ある発言だなというふうに思います。いかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

都市計画道路は、決して邪魔だということではなくて、現実的な交差点改良をしようとしたと

きに、今の都市計画道路の道路法線のままでは、県のほうもなかなか道路改良に着手しづらいというふうなお話がございます、その中で一日も早く大堰踏切の改良をするためにどうすればいいかということを考える中で、そういうやり方もあるんじゃないかということでございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） あまりしつこくは言いませんけど、今おっしゃっているのは、多分道路事業でやるのか、街路事業でやるのかの違いだと思うんです。ですから、私は、今まで試験の整備もかけてきて、縦覧までして、長年、十何年かやってくる中で、少し我慢していただきたいねって言ってきているわけですよ。それをいきなり廃止とか、見直すとか言われても、その段階がやっぱりきちっとあると思うんです。

だから、これは今、課長のほうから説明がありましたけど、いかにも道路事業でやるがために、この都市計画道路が計画されておれば、道路事業としてはやれないよということに聞こえるわけです。そういう考え方はちょっと改めていただきたいと思います。

まず、本当にあそこの踏切を改良するには、一番いい案を改めて策定する、検討を行うんだというようなスタンスに立っていただきたいと思います。今日は、ちょっと質問はもうこれで終わりますけど、またそういうのをちょっと検討していただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） ほか、ありませんか。3番、平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 19ページ、5款1項4目農業振興費の中で、園芸産地農業労働力代替緊急支援事業というのが新たに国庫事業で出てくるようでございますけども、これは、期間は単年度事業なんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 平田議員の御質問にお答えしたいと思います。

農業労働力代替緊急支援事業が単年度事業かという内容の質問でございますが、こちらについては、県が国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当して行う県単独の補助事業でございます。ですので、今のところ単年度であろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。3番、平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 先ほど、何か外国人を雇用するようなための施設の導入みたいな説明がありましたけども、具体的にはどういった施設等を導入するような事業なんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 事業内容についての御質問でございます。先ほど総務課長からも簡単な説明がございましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、外国人の入国制限が行われております。その関係で、外国人農業実習生の入国が困難となっております。その労働力を

確保するために、高性能省力機械の導入を支援するという事業でございます。

具体的には、2つの農業法人、それから4名の認定農業者の方が取り組まれる予定になっております。もともと外国人実習生を雇用していらっしゃる方々です。

内容としては、園芸用の省力機械として、自動の移植機、それから収穫運搬車、自動防除機、そういった省力機械の導入をなされるものでございます。

ちなみに補助率については4分の3、事業費の4分の3が補助をされまして、それに町から5%、上限を20万としておりますけど、上乘せをする予定にしております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。3番、平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） ということは、もうこれは、事業をやる方、事業主体はもう決まっているんですね。新たに今から周知、新たな人を周知して、農家に周知して、やらないかというふうに公募するわけじゃないんですね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 実施、取り組まれる方が決まっているかという御質問でございますが、先ほど申し上げたとおり、6事業所の方で決まっております。これは、緊急的に募集を行いました、対象者の方も限られておりますので、募集を行った結果、それぞれ導入したい機械を見積書をもって上げていただいているものです。それによって、事業費を精算しまして、この事業費を確定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

ほか、ありませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 予算書の16ページをお願いします。

民生費の2項児童福祉費の18で、負担金補助金の中に、保育所等整備事業費補助として、大堰保育園に660万という予算が計上されておりますけど、この中身をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） こちらのほうの660万に関しまして、保育所整備の分の補助金に関しまして御説明いたします。

この分に関しては、大堰保育所、今、建て替えを行っておりますが、国の単価のほうが今年度変わりました、その分の増額分です。その分に伴いまして、町のほうも補助するような形になりますので、その分も含めたところと、あと、基礎の部分を行う際に、そちらのほうを掘りましたら、ちょっと、何ですか、コンクリートみたいな、処分しなきゃいけないような廃材等が出てき

ましたので、その処分費用をプラスしたところで660万という形にしております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 単価が上がったということと、産廃が出てきたから、産廃の処理費にかかったんですよというお話、それは結構です。

この前、ちょっと私、現場を見に行きましたら、もう基礎もできて、土台もあって、今、木造で立ち上げをされております。

ただ、見て非常に心配したのは、あそこの基礎の高さというか、1階の高さというのは、今回の水害のときに、あの高さ程度まで水が来ているんですよ。その対応というのは、今後何か考えられるのかなという気がしたものですから、ちょっとお尋ねをします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 水害のほうの対策という形になるかと思いますが、今回の水害の際に、基礎の部分のほうは確かに水が来ておりました。

ただ、その後、また設計士さんとそういったことでお話をされたときに、社協と設計士という形ですが、一応今回の同じ、同規模が来た場合でも、床上浸水まではならないという形で、これから基礎の変更等をするには、もう予算的にもすごくお金がかかるということで、同じものが来ても床上までは来ないということで、そのまま着工という形になっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 災害対策なんかでよく言われていますのは、「今までに経験したことのない」という表現をされる場合が多いんですよ。だから、そういうことはやっぱり考えておかなくちやいかんのだろうと思うんです。今年そこまでしか水が来ていないから、多分大丈夫だろうという考え方ではなくて、ハザードマップもまた作られていると思うんですけど、そういうのを見て、少なくとも床上に上がらないような対応が何かできるのかとか、そういうことを考えていただきたいと思います。基礎を上げれとは言いませんけど、必ずまたああいうに近い洪水はくると思いますので、まだまだ開園までちょっと時間があると思いますので、そういうことも踏まえて、今後整備をしていっていただきたいということをお願い申し上げておきます。

○議長（安丸眞一郎） ほか、ありませんか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 8番、東です。

補正予算書の21ページの6款1項2観光費の中の需用費の観光関連物品購入費という形で計上されてありますけど、具体的にどういった物品かということをお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 東議員の御質問にお答えいたします。

観光費の中の観光関連物品購入費の150万の分でございます。補正予算の歳入のほうをご覧くださいますと、8ページの商工費県補助金のほうで、今年度、宿泊税の交付金のほうが、県から50万交付されることになっております。

それに基づきまして、町のほうでは観光関連物品のほうの購入を考えておるところでございます。大刀洗町のほうには、観光関係のPRイベント等で使用するPR用のゆるキャラとか、そういった甲冑であったりとか、そういった物品を買う際に、大体このぐらいの金額はかかるということで、その他の部分の財源、ふるさと納税のほうの財源を足しまして、そういったものの購入を考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 物品のもう少し具体的なことが分かれば、お願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 再度お答えいたします。

具体的な物品ということでございます。PR用のゆるキャラであったりとか、甲冑であったりとか、そういったものを考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

ほか、ありませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） お尋ねいたします。23ページの8款1項4目災害対策費であります。この中で、工事請負費が1億7,900万余り出ております。これが、前回、8月臨時会で上程いただいたものからかなり費用が上がっていると。それから、続く17の備品購入費においても、防災ラジオアンテナ購入費等が、また600万弱追加されております。これが、予算が非常に大きく伸びていることの原因と目的、それから、普及の方法なり、見通しなりというのがあればお答えいただきたいんですけども。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、平山議員の御質問にお答えいたします。

まず、工事費が増額しておりますのは、8月の臨時議会では、子局の拡声器の設置数が25で計算をしておりました。スピーカー、拡声器につきましても、範囲、半径250メートルのスピーカーで設置を検討しておりました。

今回増えた分につきましては、まず、設置箇所が、25か所から30か所に増えた分です。もう一つは、拡声器が、前回250メートルで設定していたのを100メートル範囲を延ばしまし

て、350メートル聞こえる範囲にスピーカーの機能を上げた、これが主な原因でございます。

それと、目的でございますけども、音達距離半径250メートルを350メートルに上げたこととしては、その音達距離の範囲を広げるのが理由と、25基から30基5基増設したのは、各区におきまして、1つの公民館ではなくて2つもしくは3つの公民館を設けられているところもありますので、そこら辺を考慮して5基増やしたところでございます。

方針としましては、備品で防災ラジオ500台の購入費を計上しております。まず防災無線の屋外拡声器で情報提供し、屋内もしくは屋外において聞こえない家庭の、携帯電話を所有されていない65歳以上の高齢世帯につきまして、防災ラジオを申請式による無償貸与する方針で、情報提供の多様化・重複化を図っていく方針でございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 一つは、これまで防災ラジオについて、普及の取組がこれまでどうだったかということです。それから、今後、そういう対象者に向けて、徹底して防災ラジオの普及を図っていただくことは大事であります。それを今後、無条件にそういった方に対しての周知、配布をするものかどうかについていかがでしょうか。これまでの、今はまだちょっと在庫がたくさんあるように聞いております。多様な手段というのは分かりますが、これまでそういう多様な手段の一つである防災ラジオというものを、積極的に周知、配布を行ってきたのかどうか、今後どうしていくのか、そのことを。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） まず、防災ラジオの普及でございますけども、昨年購入しまして、6月から町内の区長さん、民生委員さん及び公共施設、また福祉施設に無償で配布をしております。約、それが100台です。その後、町の広報等に数回、防災ラジオの購入ということで掲載しましたし、今現在、毎月1回試験放送が、大体月の初日、1日に、午前12時、午後零時にDREAMS FMから緊急の定時試験放送がっております。その中で、いろんな時期に合った防災情報は流すんですけども、そのラジオの中に、最後に、防災ラジオにつきましては総務課のほうで販売しておりますので、ぜひ御検討くださいという形で普及推進をしております。

それと、今後の方針としてもう一つあるのが、携帯電話による防災メール・まもるくん、これは福岡県が実施している分で、現在、502名の登録者がおります。これはもう無料で登録、配信できますので、併せてそちらのほうの防災メール・まもるくんも登録の推進を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） やはりこの前、8月臨時会で突然1億2,000万からの工事費が出てきまして、賛同できないという結果になりました。やはりその一つには、多様な手段とおっしゃるんだけど、やはりそこ、これが出てくる以前に多様な広報手段というものを、町が積極的にそういう特に必要な方に対して行ってきたのかという疑問があると思います。そういった多様な手段について我々から、やっぱり住民から見て十分なことが行われていないという中で、突然この多額の予算が出てきたものですから、その整合性、それから有機的な計画性、そういうものに対してやはり疑問が、私は多くの議員の方からも出てきたのではないかと思います。

それで今度は、この前区長さん方と説明会を行って、5基を増設してということですが、私の受け止めでは、地域からも特に積極的な設置の要望がないという中で、もしつけるのであれば、公民館かお宮かという話がほとんどのところで行われているように聞いております。

一つは、本当に行政がおっしゃるように、効果的な、多様な手段としてこれを1億7,000万かけて設置するのであれば、帳面消しのような公民館やお宮設置ではなく、本当に区にとってどこが有効な場所であるのかということを引きちんと区で議論してもらおう。あるいは、場合によっては増設なり要らないという話が出てくるが、現在においては、本当にそれが、今計画されている設置場合が効果的なものなのかというのが、はなはだ疑問だと言わざるを得ませんが、その辺についてはいかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。大浦副町長。

○副町長（大浦 克司） 今の平山議員さんの御質問について、私なりの考えを申し上げたいと思います。

見方を変えますと、一応基本的には各公民館とプラス行政区の中にある1つ、2つの公民館のほうに設置するという形で今やっておりますが、今後、業者を交えた中で、一番効率的に伝わる方向の部分に考えていきたいと思っております。

その方向といいますのが、スピーカーの性能というのが、ここ二、三年ですごく高性能になっているというふうに聞いております。どうしても今までイメージするのは、これまでの、従来型のスピーカーで、近くはやかましく遠くは聞こえないというふうなところがございしますが、通常1つの柱に4か所のスピーカーをつけていくと。そのつける位置によって、そこから発信する音が、住宅地が多ければ性能のいいスピーカーを向けますし、そうでないところには従来型であったりというふうな組合せができるようでございます。

ですから、一応そういったところに基本としながら、これからはどういうふうに届くのか、音達の方向というものを検証していきながら、多くの方に伝わるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） やはり住民の方のお話をお伺いした中でも、やはり1.7億もの多額予算をかけての工事としては、非常に多額に過ぎると、費用対効果はどうなのかという声が、水害の多い地域からも寄せられております。

それから、前任の方がおっしゃった費用の問題、それから効果の問題等もある。それから、議会としても、被災地等を委員会で視察しておりますが、なかなかこれについては難しい評価というものが出ておりますので、これは、やはりラジオ等を必要なところに徹底的に配布するような方法ですとか、あるいは、この1億、仮に7割が交付税措置されるとしても、町の持ち出しが少なくとも6,000万円になる。こうした額を使って、別の避難所の充実や来年に向けての災害対策、あるいは地域に入っただけで、地域のニーズをよくつかんで、何が本当に必要なのかということ、行政として本当に検討していただいた上で、これが必要であるのか、それからもっと別のものが必要であるのかということ、これを急ぎ検討していただきたいと思うんですけど、その辺いかがですか。これ、最後にします。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃること、もっともな部分が多々あると思うんですけども、冒頭の御挨拶の中でも申し上げましたが、最近の災害の状況を見ていると、やっぱりこれまでの常識が通用しないような大雨であったり台風であったり、日本各地を襲っております。その際に、今、ハザードマップを作成していて、今月には各家庭に配布できると思うんですけども、それをいま一度見ていただければ分かるんですが、例えば大堰校区でいえば、もうほとんどの部分が水浸5メートル以上の冠水が予定されているような地域になっております。

その中で、本当に命を守るためには、まずはその情報を確実に、迅速に伝える手段の整備が、今求められているのではないかと考えております。もちろん、屋外式のスピーカーでしたら、大雨あるいは台風の際に、屋内にいると聞こえづらいという面はあろうかと思えます。そういう御指摘はもっともだと思います。ですから、屋内については携帯電話なり、あるいは防災ラジオの普及を図ってまいりたいと思えますし、ただ、屋内にいても、屋外にいても、どういう天候状況であったとしても、本当に必要な情報をまず住民の皆様に届けるために、今回、予算を計上させていただいているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

ほか、ありませんか。2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 2番、隠塚です。

今の質問に関連しましてですが、今回の災害特例債というべきものを使って、70%が国から

補助ができるということで、申請時期が迫っているということをお聞きしておりますけれども、この制度は3年ほど前からの制度でありますので、当然、その当時副町長であった現町長は御存じかと思えます。

ですが、先ほど、前回の臨時議会のときにもありましたが、前安丸町長は否定をしておられました。それが、もちろん災害が4年続いているというのが大きな理由かとは思いますが、前町長の町政を引き継ぐということで町長になられたわけですが、前町長との答弁の整合性についてはどういうふうにお考えなのか、基本的なところをお伺いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 隠塚議員の御質問にお答えします。

前町長との答弁の整合性についての御質問でございます。

まず、私のマニフェストを見ていただいても分かるとおりにんですが、前町長の町政を継承し発展させますということを述べてきております。

その中で、よい政策はそのままどんどん延ばすし、改めるべきところは改めていくということ。また、これまで十分に組み立てていなかったところでも、新たに組み立てますということで、その筆頭に防災力の強化を訴えて、私は町長選に臨んだところでございます。

確かに安丸町長の町政を副町長として支える立場にございました。その中で、もっと早くから防災無線の整備に取り組むべきではなかったかと、そういう御指摘は甘んじて受けるべきであろうと思っております。

しかしながら、もちろんこれは、私自身も含めて反省しておりますけれども、これまで大刀洗町は、もちろん28水ございましたけれども、筑後川の本川については、かなり国交省のほうで整備をずっとやってきておまして、本川のほうは大丈夫じゃないかというふうな、何となくの安心感がございました。

ただ、最近の雨の状況を見ていますと、今年の7月豪雨でもそうですけれども、あのような線状降水帯の、人吉で降ったような、あれがこちらのほうにももう少し北上していたら、あるいは、その後こちらのほうでも降りましたが、あれがもう少し長かったら、本当に筑後川の本川はもったんだらうかという、そういう思いを強くしております。金島のほうの堤防では、いろんな報道もされていますし、いろんな脆弱な面もあったんじゃないかというふうなこともございます。

今、気象状況がこれだけ変わって、何十年に一度というふうな豪雨災害が4年連続で起こって、スーパー台風と呼ばれるような、今まで来なかったような台風が、日本本土にも訪れてくると。その中で、住民の皆様の命を本当に守るためには、やはり今、防災情報をきちんと伝える、そういう手段を複数持ちたいというのが今回の提案の趣旨でございます。

もちろん、前町長の答弁なり、これまで防災行政無線の整備に取り組んでこなかったというこ

とについて御指摘があるのは、もう御指摘のとおりであろうと思います。

ただ、そうであったとしても、今時点で考えて必要な整備だということで考えて、提案をさせていただいているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 確かに防災に力を入れるという思いは十分理解しているつもりですが、町長に就任されたのが1月でした。そういうことであれば、例えば3月の予算に上げる。あるいは、就任されて何か月かですから、それが難しかったとしても6月に上げるというようなことも、お考えになることはなかったのか伺いたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 隠塚議員の御質問にお答えをします。

先ほどの答弁と重複することもございますけれども、私も副町長として安丸町政を支えてきて、これまで一緒になって防災力の強化に取り組んできたところでございます。

防災行政無線については、これまでも設置してはどうかという議論は、総務課内でありました。ただ、いろんな費用対効果であるとか、ほかの行政課題等を含めて、そこまで優先順位が、残念ながら、これまでのところ高くなかったということでございます。

それで、当初予算なりでもっと早く組むべきではなかったかと、それはおっしゃるとおりだろうと思います。ただ、やはり今回の7月豪雨で、こんな雨の降り方が今後も続くようだったら、本当に我々の大刀洗町で安心して生活できるのか、本当に命が守れるのかと、そういう危機感を強く持っております。住民の皆様の命を守るためには、やはり情報伝達手段の多層化なり多様化が、今、取り組むべき課題だと考えております。

議員御指摘のように、もっと早く取り組むべきだったんじゃないか、もう当初予算でも6月補正でも組むべきじゃなかったかと。それはもう今の時点になってみれば、おっしゃるとおりだと思いますし、その点は大変反省をしております。

ただ、だからといって、今先送りにすると、それが、例えば来年の、再来年の災害に間に合うか、間に合わないかということにもつながってまいります。ですので、今回計上させていただいておりますし、町民の皆さんの命を守るために、議員各位の御理解をお願いをしたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 町長の熱意と思いは、大変理解するものでもありますし、住民の命を守る、これは本当にもう当たり前のことであって、まず真っ先に、私たちを含めて全員が考えなければいけないということではあるとは思いますが、ただ、特例債を得るための拙速なというふうにしかな受け取れない部分が大変大きいです。

先ほども、平山議員のほうからもお話がありましたが、区長さんの説明会のときに、区長さんのお話を伺いましたが、設置ありきの説明会だった、設置場所はどこがいいかというような話しかなかったという中で、それでもなおかつ要らないという声が上がっております。

なぜかという、結局は聞こえない、災害のときには聞こえないということが、大きな理由かと思えます。それは、いろんな報道で、特集でも、つい先日NHKでも特集されておりましたが、実際に聞こえたパーセンテージは20%に満たないぐらいの人数です。先ほど費用対効果という言葉が出ましたが、20%弱のための投資としては大き過ぎるのではないかということをおもいます。

実際に、総務省の災害時における情報通達の在り方に関する調査結果というのが、ちょっと古くなりますが……。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚議員に申し上げます。これは補正予算に対する質疑ですから、ちょっと一般質問とは違いますので、そこの辺り考えて質疑をお願いします。

○議員（2番 隠塚 春子） はい。そのときに、すいません、もう一つということで質問すればよかったんですが、一緒に、聞こえる聞こえないということに関して、携帯の普及率を調べてくださいということで、全協でお願いしましたが、それが出ておりません。東日本震災のときでも、9年以上前になりますが、そのときに総務省の調べによれば95.1%の普及率でした。

本当に伝えようと思うなら、エリアメールが一番確実に早いと思うんですが、地元の方の聞き取り、要望、それから実際の普及率、そういったものの調査をもう少しされて、本当に命を守るための施策であるなら、私たちは反対することはないと思っておりますので、もう少し時間をかけていただいて、綿密な計画、先ほど出た設置場所とか、スピーカーの方向とか、そういったことも詳細な調査活動をされた上で提出されてはいかがかと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 隠塚議員の御質問にお答えします。

もう少しいろんな調査をした上で、この事業を予算提案してはどうかという趣旨の御質問だと思います。

議員が言われることは、理解できるところもございませぬけれども、先ほど来申し上げておりますように、今回の人吉のような雨が来年大刀洗に降らないという保証は何もないわけです。もしかしたら、今回の台風で大きな被害が出るような状況になるかもしれません。そうした際に、住民の皆様に必要な情報を迅速に確実に届ける、これが行政のまず第一の責務だと私は考えております。

議員御指摘のように、今、携帯電話が大変普及しております。昨年度の情報通信白書によれば、個人の携帯電話の保有率は84%というふうになっております。基本的に、携帯電話をお持ちの

方については、議員御指摘のようにエリアメールが入りますので、その情報が一番早い、確実だと思います。ただ、携帯をお持ちでない方も十数%いらっしゃるということです。

また、議員は、屋外型の防災行政無線だと聞こえないので、20%の数字というのを、よく私承知しておりませんが、20%の人にしか届かない防災無線を整備しても、費用対効果で無駄ではないかというふうな御指摘ではございましたけれども、本当に住民の皆様一人一人の命を守るために必要であれば、それは20%でも届かなかった方に届いて、その結果、住民の皆様命が守れるのだったら、それは行政として必要な予算だというふうに私は考えます。

○議長（安丸眞一郎） 今の関連ですか。一応同一質疑に対しては、原則3回までと会議規則の中です。

ほか、ありませんか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 11番、高橋です。

関連ですけれども、この防災行政無線、屋外スピーカー型を、町長がすごく設置したいという意向は聞き取れました。

確認ですけれども、もしこれ、緊急防災・減災事業債が適用できなくても、町単独の予算でもやるおつもりかをまずお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 高橋議員の御質問にお答えします。

今は、そういう国の地方債の制度がございますので、まずその地方債の制度を使ってやるというのが前提で考えております。なくなった場合どうするかというのは、またその時点で考えたいと思います。

ただ、これについては、今、全国町村会、あるいは全国知事会・市長会も含めて、延長の要望も出しているところでございます。まだ延長は決まっておきませんので、どうなるかわかりませんが、そういう動向も踏まえて、住民の皆様に必要な情報を迅速に届けるためにはどうしたらいいか、それについては考え続けていきたいと思っています。

○議長（安丸眞一郎） 11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 先ほどの町長の答弁を聞いておきますと、20%でも町民の命を救うためには必ずやるというような意見を聞かせてもらっていますけれども、この緊急防災・減災事業債が適用できなかったときは、まだ考えていないと。その辺は、ちょっと私的には、こういった起債ありきの事業なのかなと、ちょっと感じてしまうところもあります。

それと、スピーカーが、半径250メートルから300メートルに今回内容を変えた。設置図をこの間頂きました。確かに町内の音が届く範囲が広がっておりますけれども、逆に、例えば3方向から同じ声が聞こえてくると、それも多分距離があるので時間差とかもあると思うんです。

すると、音響的にはハウリング現象というのもあります。逆に何を言っているのか全然わからないと、そういうことは調査をされているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、高橋議員の御質問に回答します。

まず、お手元にお渡ししたA3サイズの配置図につきましては、あくまでも図面上の公民館の位置を中心として350メートル範囲を書いた図面でございます。まだ実質的な音達調査とか、そういうハウリング調査とかはしておりません。

実際に実施ということになれば、半年間ぐらいかけて設計をし、その中で音達調査もしくはハウリング、聞こえない場所、そういうところを調査し、現状の集落の町並み、集落に合った形のスピーカーを設置したいと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） それでは、今また台風10号、猛威的な台風が接近しております。

この屋外スピーカーは、ポールを高く建てて町内全域に放送するというふうに聞いておりますけれども、このポールが風速何メートルまでに耐えられるとか、そういったのも調査をされていないということでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 具体的な部分ですね。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 今回の事業計画をする中で、防災無線設置業者と数回打ち合わせをしております。その中で、設計はまだしておりませんが、支柱を30本建てる、業者に言ったのは、福岡、大刀洗も台風が結構ありますので、風速4、50メートル吹く場合もありますよちゅうことは言ったところ、相手からの回答は、一応支柱については、構造計算のできた支柱を建てると。どのくらい風圧に耐えられるのか、風速に耐えられるのかというところを確認したところ、たしか70メートルは風圧に耐えるということは聞いております。

特に業者が言っているのは、今回の屋外拡声器でありますけれども、一番の難敵は風速、風圧よりも、海岸部、沿岸部に建てる場合の塩害の被害が一番大変と。ですから、大刀洗町の場合には、海から30キロ以上直線で離れておりますので、塩害は関係ないので、想定よりも耐用年数なり、そういうのはもつであろうという話は伺っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） やはり防災・減災処置が、災害被害の引き金になるようなことになれば、本当、本末転倒とも言われかねますので、その辺はきちんと調査を引き続き行ってもらいたいと思っております。

本来であれば、こういった大きな事業は、1年前に設計費用を組んで、きちんと町内を調査して、施工見積りを取るとというのが流れだと、そのように私は聞き及んでおります。副町長の答弁も聞いておりますと、取りあえず予算が通ってから、今は公民館に設置すると言っているけども、その都度変えていくというような答弁に聞こえました。やはり私は、しっかりと調査をしていただきたいということを申し上げておきます。

そして、町長にもう一つ質問があるんですけども、冒頭の挨拶で、この防災行政無線屋外スピーカー型、65歳以上の携帯電話を持っていない方や外国人、そういった方にてこ入れするというような答弁がございましたけども、65歳以上で携帯電話を持っていない方、町内に何人ぐらいいるのか、その辺の調査もされているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 高橋議員の御質問にお答えします。

先ほど隠塚議員の御質問にお答えしたとおりでございますけれども、町内で携帯電話の保有率の調査は、残念ながらできておりません。ただ、昨年度の情報通信白書によれば、個人の携帯端末の保有率は84%というふうに白書のほうには記載されているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ということであれば、残りの十何%の、約20%の方に対しての防災行政無線の屋外スピーカー型のでこ入れが、まず一番重視される場所だというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 高橋議員の御質問にお答えします。

先ほど申しましたように、隠塚議員の御質問の際にもありましたが、携帯電話をお持ちの方については、エリアメールでかなり届くような形になりますので、ある程度はカバーできるんだろうと思っています。

ただ、皆さんそうだと思うんですけども、常に携帯電話をそばにお持ちになっているかという、そうではない場合もあります。また、屋内については、今整備しております防災ラジオの配布を、これは65歳以上、あるいは要は携帯電話をお持ちでないような世帯に、これは無料で配布を考えているところでございます。

屋内、屋外、あるいは携帯電話をお持ちであっても、それはたまたま持っていない場合もあるので、要は情報伝達手段を複数持ちたい。1つの情報伝達手段で全て解決できるような分があればいいんですけども、それはなかなか難しゅうございますので、こっちがだめでもこっちで聞こえるという、複数の情報伝達手段を整備することによって、必要な人に情報が届く確率を上げたい、これが今回の整備事業の趣旨でございます。

○議長（安丸眞一郎） 11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） この予算を計上に当たり、この間説明を受けましたけども、筑前町もたしか防災行政無線屋外スピーカー型が設置されていると。そのうちの70%が戸別受信機を希望して、70%普及しているような話をたしかこの間の説明で受け取りました。また、小郡市、朝倉市も無線がついていると、屋外スピーカー型がですね。

そのときに、屋外スピーカー型のメリット、デメリットとか、そういったところもきちんと調査をしているのかなってというのが、一つ引っかかるところであります。

我々建設経済委員会では、この間も申しましたけども、広島県や熊本県、災害があった場所に視察にまいりました。やはりこの屋外スピーカー型は、なかなか有効活用できていないというような視察結果を持ち帰ってきております。

それなのに、屋外スピーカー型を今設置する、私はそれよりもまだやることがあるんじゃないか、ほかにと。携帯メールのまもるくんですか、約504件が大刀洗町の住民の皆様が携帯で登録していると。約半分ですよ。じゃあ、残り半分の人に、500人だから500件か、1万5,000人町民がいて、世帯数が6,000として、世帯主、代表が6,000人携帯を持っているとして500件ということであれば、まだまだ登録数が少ないと。そういったところに、もっとこのまもるくんを推奨するとか、携帯電話をどのような人が持っていないとか、そういった要するに調査が、私はまだまだ行き届いてはいないんじゃないかということをお願いしておきます。

○議長（安丸眞一郎） ほか、ありませんか。2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 防災の屋外の建てるその耐用年数を伺ってよろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 予算書の23ページの関連ですか。

○議員（2番 隠塚 春子） はい、そうです。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 防災無線の屋外拡声器の耐用年数ですね。一応業者に確認したところ、10年から15年と聞いております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） ほか、ありませんか。10番、松熊武比古議員。

○議員（10番 松熊武比古） 松熊でございます。

この防災無線、増えて30か所という話ですが、先ほどの隠塚議員の質問でも、ある区長さんによってはつけんでいいというような話も出ていますが、実際これ、30基つくんですか。その辺のところをお尋ねしたい。

○議長（安丸眞一郎） 事業計画ですね。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 事業計画としては、30基つける予定で計画をしております。

○議長（安丸眞一郎） 10番、松熊武比古議員。

○議員（10番 松熊武比古） 30基はわかるんですけど、区長会の皆様に諮られて、うちの区は要らないよというような区もあると、先ほどの質問がありましたが、その辺はいかがなっていますか。

それが一つと、お宮の中に公民館がある場合には、区長の権限やなくて総代の権限になりますが、区長さんたちはそういう総代の了解を取られて賛成、反対をしてあるんでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） では、お答えいたします。

まず、区長さんへの回答というか、まず、8月の19日に全区長さんを集めて、防災無線の屋外拡声器の設置計画を話したところです。その中で、できれば公民館のほうに設置をお願いしますということで御説明し、約1週間から10日以内に回答を得て、ほとんどの方が公民館ならば建てられるという回答は得ております。ただ、1区長さんだけが、公民館は建てなくていいということは、承知をしております。確認しております。

どこに建てるかの今後の対応ですけれども、建ててもいいということだけでも、実際に建てられないという状況もあるし、それはもう現地を見ないと確認できないことがありますので、あとは業者と現地確認して対応していくという考えでございます。

それと、公民館の敷地が神社の場合に、区長さんは責任を持っていないために、神社管理の氏子さんなり、神社の管理者の承諾を得たかということですが、それについてはまだ承諾は得ておりません。今後、屋外拡声器の支柱の建設については、ともかく現地確認して、幾つかの条件が当てはまらないと建てられないと思いますので、現地を確認して、あと地元の区長さんと協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 区長さんとのやり取りの中で、建ててもいいという回答だったのか、建てられるという回答だったのかというのをちょっと明確に聞かせてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。大浦副町長。

○副町長（大浦 克司） 直接の回答にはならないのかなというふうに思いますが、先ほど、区長、区によっては設置しなくていいですよというお話も、区長さんの中にはそういう方もいらっしゃるかもしれませんが、町としては、住民の方の命、安全を守るためには、これが必要なんだと

いう判断で遂行していきますので、設置場所あるいは必要ないとおっしゃっているところにつきましても、しっかり区長さんなり、設置の管理されている方と十分に話を進めながら設置を考えていこうというふうに思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 災害時には、区長さんも情報伝達の役割を大きく果たされると私は認識しております。区長さんたちが、やっぱり一番現場に近いわけなんですよね、災害があったときに、情報伝達の役割として。区長さんたちが、ああ、そりゃよかと、そりゃあもう必要やけんつけてくれという意見がどれだけあったのか、それとも、いや、要らないよというような意見があったのかというのをきちんと聞き取り直さないと、先ほどの答弁を聞いていますと、ここならつけられる、2メートル真四角のスペースが要するというふうに聞いています。公民館の中で2メートル真四角だったら、どこを使えるのかというアンケートの一環だと思われる区長さんが、多分たくさんいると思うんです。その辺の温度差をきちんと埋めていただきたい。もう一度25行政区の区長さんに、つけたがいいのか、つけなくていいのかというのを改めて聞いてもらいたいと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めますけど、重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 8月19日に1回の区長説明会をしたところでございまして、その際には、ある区長からは、つける予定で説明会をしているのかという御質問がございましたので、町としてはつける方針で説明会をしていますということで回答をしております。

高橋議員がおっしゃるように、また第2回の全区長説明会をつける方針で開催したいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） だから、その際に決を採ってください。どれだけの区長さんが賛成なのか、どれだけの区長さんは反対なのか、そういったのも住民の生の声だと私は思いますので、そういった部分を大事にさせていただいて、計画を進めていただきたいと、やるのであればそう思っております。

○議長（安丸眞一郎） 大浦副町長。

○副町長（大浦 克司） ちょっと総務課長のほうから、全区長さんを集めて説明会を再度行うというふうなことになりましたけども。まず、町の必要性とかいう話をできれば個別にでも、あるいは校区ごとにとか、そういった形でしっかり町の考えていることをお伝えして、そして、それで意見を交わしながら、最終的に方向性を決められればなというふうに思っております。

やはり全区長さんが集まった中では、反対ですか、賛成ですかとお伺いしても、なかなかその

方向がはっきりしない部分もございますので、しっかり各区長さんとの話を詰めて、説明しながらいきたいというふうに考えます、設置の方向で。

○議長（安丸眞一郎） 11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ということであれば、今回補正予算に計上しておりますけども、その最終日に採決を採るわけですが、その前に区長さんからしっかりと意見を最終的にもう一回吸い上げるという確認でよろしいんですか。

だから、そこでもう一点確認なんですけど、それに間に合わなかったということで、この行政防災無線の屋外スピーカー型の設置を、時期をずらすというふうになったときに、国の起債が受けられなくても、町長は町単費でもやる必要があると本当に思っているのかというのも、ちょっと最後に重ねて聞かせてください。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 高橋議員の御質問にお答えします。

先ほども同じ趣旨の御質問がありましたけれども、今、こういう有利な地方債がございますので、まずはその地方債に乗っかる方向でやりたいと思いますし、この地方債については、今、全国町村会等で延長の要望も出しているところでございます。

この行政防災無線については、やはり町民の皆様の命を守るために、私は必要な投資だと思っております。

ただ、一方で、町の財政の問題もありますので、なるべく町の財政負担が少ないような方向で整備ができる方向を模索を、もし仮に間に合わないということであれば、模索をしてみたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） ほか、ございませんか。2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） お伺いいたします。補正予算が成立した場合の……。

○議長（安丸眞一郎） どの部分でしょうか。

○議員（2番 隠塚 春子） 今の屋外無線で。

○議長（安丸眞一郎） 失礼しました、どうぞ。

○議員（2番 隠塚 春子） 補正予算が成立した場合の工期、調査を含めた工期、いわゆる完成見込みはどのくらいとお考えでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 隠塚議員の御質問にお答えいたします。

防災無線の設置の工期でございますけども、9月補正予算が可決していただいた場合には、10月中に業務設計と工事の合計を合わせた仕様書を作成し、10月中に入札をし、10月中に契約をしたいと思っております。約半年間近くで設計をし、その後、工事着工という形になります。

すので、3月、4月から着工に入るのかなど。完成は、できれば夏までにということ考えていますけども、それはちょっとどういう形になるかは分かりませんが、早めに完了したいと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

ほか、ございませんか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 8番、東です。

今の関係で、防災行政無線の関係で質問させていただきます。

今、総務課長のほうから、もし、この補正予算が可決されれば、10月中に設計というような形の話がありましたけど、現在、補正予算に計上されているのは工事請負費という形で1.7億円なんですよね。そういった場合に、設計委託料とか、そういったものも含んだ上の工事費として考えてよろしいんですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 東議員にお答えいたします。

通常であれば、設計は委託費、工事は15節の工事請負費で分けて計上しますが、今回は、設計費及び工事費を合わせた形で発注を計画しておりますので、14節の工事請負費の中に含まれております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 再度同じ項目で質問させていただきます。

この前の説明資料の中で、防災無線整備の中で、親局が1基、それと子機局が30基という形に回答いただいておりますけど、親機の設置の場合は、役場の方向ですか。それとも、30基の子機がありますので、無線が飛ぶという形では当然想定しておりますけど、やはり役場であれば、北山隈とか床島とか、四方八方にあるんですけど、親の、親局というのは、具体的に設計関係にも入るかと思っておりますけど、今のところどういったところで親局を考えておられるかお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 今回の行政防災無線のシステムでございますけども、親局は役場に設置します。基本的にこの無線は、大刀洗町だけが使っている無線ではなくて、MCA無線と申しまして、電波の発信基地局は、中継局は九千分山の山頂でございます。多分、15回線ほどの回線があると聞いております。

そこからの電波の到達範囲は、大刀洗町は全て網羅されております。ですから、町役場が親局となりまして、九千部山にあるアンテナ中継局を通して各行政区、25行政区、町内に発信するという形になっております、でよろしいですか。

○議長（安丸眞一郎） ほか、ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで、1日目の質疑を終わります。

日程第11. 議案第39号 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（安丸眞一郎） 日程第11、議案第39号令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） それでは、議案第39号令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ628万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,307万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による、でございます。

それでは、予算書6ページをお開きください。

歳出から御説明いたします。

今回の歳出におきましては、職員の人件費及び会計年度任用職員の人件費に関するものでございます。

1款1項1目一般管理費におきまして、629万1,000円の減額をしております。こちらについては、職員の人件費の減額によるものです。

続きまして、5款2項2目保健事業費で2,000円の増額をしております。こちらにつきましては、会計年度任用職員の人件費を増額するものでございます。

続いて、歳入の説明をいたします。

5ページをお願いいたします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税でございます。補正額76万3,000円の減額でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルスによる収入が減少した方について減免をした分でございます。医療費分が52万8,000円、後期高齢者支援金分が14万円、介護納付金が9万5,000円でございます。

続いて、3款1項3目災害等臨時特例補助金でございます。こちらは、先ほど説明しました国保税の減免につきまして、国の補助があるものでございます。国の補助としては、10分の6で

ございます。45万7,000円の増額となっております。

続きまして、6款1項1目一般会計繰入金としまして、職員の給与分等の繰入金を629万1,000円減額しております。

最後に、7款1項1目繰越金でございます。こちらにつきましては、前年度繰越金として30万8,000円を増額しております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第12. 議案第40号 令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第12、議案第40号令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） それでは、議案第40号令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,615万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による、でございます。

それでは、歳出を説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費でございます。役務費といたしまして、郵送料12万8,000円増額補正を行っております。

12節委託料につきましては、令和3年度に向けた賦課業務機能の改修としまして、システム改修費用を19万8,000円増額補正を行っております。

それでは、歳入をお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

3款1項1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金でございます。これにつきましては、歳出の電算システム改修委託料につきまして補助がつきます。こちらにつきましては、10分の

10の補助がつくようになっております。

続いて、4款1項1目事務費繰入金でございます。事務費繰入金といたしまして13万8,000円を繰り入れるようにしております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います、質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第13. 議案第41号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第13、議案第41号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、議案第41号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案の内容を御説明いたします。

議案書を1枚おめくりください。

議案第41号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,400万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,230万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、初めに歳出予算から説明いたします。

議案書の6ページをご覧ください。一番最後のページになります。

1款1項4目農業集落排水費に係る災害復旧費でございます。

14節工事請負費で2,000万円の追加でございます。これは、7月の豪雨におきまして、大堰水処理センター及びマンホールポンプ場、マンホールポンプ場について5か所が被災しましたので、その災害復旧費用として2,000万円でございます。

2款1項1目公共下水道費に係る一般管理費でございます。

1節報酬から4節共済費につきましては、人件費に係るものでございますので、割愛させていただきます。

12節委託料でございますが、事業所等における地下水の流量メーター検診委託料として

10万9,000円の追加でございます。

18節負担金補助及び交付金、筑後川中流右岸流域下水道連絡協議会の負担金として6万円の追加でございます。

2目公共下水道整備費の14節工事請負費でございます。補正額1,378万1,000円でございます。これは、陣屋川の猪本橋架け替えに伴い、仮設道へ下水道管を移設するものでございます。

次に、5ページをご覧ください。

歳入について御説明いたします。

3款1項3目の1節災害復旧費補助金500万円、これは、大堰水処理センター及びマンホールポンプ場の災害復旧費に対する補助金でございます。

4款1項1目1節の一般会計繰入金でございますが、公共下水道分の一般会計繰入金として769万8,000円、農業集落排水分として500万円を計上しております。合わせて1,269万8,000円でございます。

最後に6款1項1目雑入でございます。大堰水処理センター及びマンホールポンプ場の災害に対する保険金として、被災額の2分の1、1,000万円を計上しております。

次に、物件移転補償費でございますけれども、猪本橋下水道管移設の物件移転補償費といたしまして、631万1,000円を計上しておるところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います、質疑ございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 確認なんですけど、歳出の部分で、災害復旧費で2,000万計上されていて、その財源の内訳が、国庫支出金とその他と一般財源ということで、今の説明からすれば、その他の1,000万というのは、共済金といいますか、保険金だろうと思うんですけど、それから出ているんですよね。だから、その2,000万に対して、例えば50%とか、積上げとか、そういう割合というのはどうなっているのか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 野瀬議員の御質問にお答えします。

まず、保険金でございますけれども、風水害の災害に対する保険金でございますので、通常の2分の1の保険金となります。復旧費が2,000万かかっておりますので、その中から保険金の1,000万を引きまして、残りの1,000万に対する50%が災害復旧費の補助金という形になります。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 分かりました。1,000万を先に引いて、あと県と自治体が負担するということ。

ちょっと虫のいい話ですけど、2,000万の半分を、1,000万を県が負担するという事ではないんですよね。町の負担が全くなくなるということの考え方ではないようでございますので、まあ、それはいいです。

それと、一番下に工事請負費の猪本橋の1,300万の工事請負費がございます。そのうちの物件移転の631万1,000円というのが、これ、河川管理者からかなんかの費用なんですか。そして、そうであれば、どういう考え方でこの金額が出てくるのかをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

猪本橋の架け替え事業は、陣屋川の改修事業に係る県の工事でございます。今現在、猪本橋のほうに下水道管を添架しております。県のほうで猪本橋の架け替え工事が行われますので、県のほうから添架している下水道管についての補償金が、添架、移設するに当たり補償金が出るようになっております。満額は出ませんで、減価償却された分、大体43%ぐらいになりますけども、の移転補償が県のほうから来るといふ形になります。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） そういう添架されている部分とかいうのは、多分アロケーションの話があると思うんです。現在架かっている部分の減価補償費を仮想設計して、幾らであるというような形で、多分県から出ていたような気がするんですけど、そういう形に多分なっていると思いますので、後日で結構でございますので、その考え方を、何かそういう手引きみたいなのがあれば、後で教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） ほか、ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 6ページの冒頭、1款1項4目の災害復旧費で、大堰処理場とマンホールポンプの損害ということですが、これについては、例えば、今年に限ったことではなく、今後も同様の降雨等があれば、同じような被害がまた発生するというふうな、来ることもあり得るといふことで考えていいのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） すいません、もう一度質問の趣旨を。

○議長（安丸眞一郎） 質問の内容ですね。再度お願いします。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 今回、大堰処理場やマンホールポンプに損害が出たと。豪雨で災害

が出たということで、今回、この工事費、復旧費が出ていますが、今年と同様の、大堰が極めてやっぱり水害被害が多いことから、今年と同様な、例えば降雨が今後ともあれば、また復旧しても同じような被害が発生する可能はあると見ていいのでしょうか。それとも、もう今年に限った損害だと見ていいのか、その辺いかがですか。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 平山議員の御質問にお答えいたします。

今年のような豪雨があれば、また災害が起きるということはあるかとは思いますが……。

○議長（安丸眞一郎） ちょっと課長、答弁待ってください、チャイムが終わって——それでは、課長、答弁をお願いします。

○建設課長（田中 豊和） 災害復旧は、基本原形復旧となっておりますので、しかしながら、また今年のような雨が降れば、同じような災害が起きるということは考えられますので、復旧の中において分電盤等を高い位置につけるとか、そういったことができれば、そういった方向で復旧していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 復旧工事に限らず、この辺の抜本的な対策を行ってほしいということと、もう一つ、今回の浸水によって、該当する地域では、下水が詰まる、排水が詰まるということによって、トイレが詰まる、逆流するといった個別の被害も確認されているようですが、そうした供用してお使いになっている方の被害の把握ですとか、今後の対策も含めて、お考えがあればお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 平山議員の御質問にお答えいたします。

下水管からの逆流によるトイレからの溢水というお話かと思えますけれども、今のところ有効な手段といたしましては、トイレと排水溝に水のうを設置するというところで、広報等でお知らせしているところでございます。そのような対策を個人で取っていただきながら、逆流防止に努めていただきたいというふうに思っております。どうしても、施設のほうでの逆流防止弁というのはございませんので、そこは各個人、御家庭で対処していただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 町のそういう供用の責任も含めて、有効な、個人の方の責任ではなく、個人の方がきちんと下水を流せるような、町としても有効な対策と、それぞれのものの措置を、

財政措置等も含めて行っていただきたいと思います。

それから、先ほども申し上げましたけれども、きちんと被災の多い地区の御意見を、行政がしっかり積極的に聞きいただけるように、防災無線の可否も含めて何が必要なのかということ、災害ごみの処理もありましたけれども、そういったことを今年下半期、来年度に向けてしっかりやっただくように強く申し上げて質問いたします。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） ほか、ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで、1日目の質疑を終わります。

日程第14．認定第1号 令和元年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第15．認定第2号 令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16．認定第3号 令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17．認定第4号 令和元年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18．認定第5号 令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第14、認定第1号令和元年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第18、認定第5号令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上5件については関連がありますので、これを一括議題といたします。

各議案、一括して順次、提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、日程第14、認定第1号令和元年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第18、認定第5号令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、続けて御説明いたします。

まず、認定第1号の議案書をご覧ください。

内容につきましては、決算特別委員会において御審議いただくように予定されておりますので、今回は、実質収支について御説明いたします。

では、認定第1号の議案書の最後のほうですけど、239ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

まず、区分としまして歳入総額90億4,864万3,839、歳出総額84億3,999万

5,653、歳入歳出差引額6億864万8,186、翌年度へ繰り越すべき財源としましては、繰越明許費繰越額として2億7,185万6,000でございます。実質収支額は、3億3,679万2,186となります。

以上で、令和元年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について説明を終わり、引き続き、認定第2号の特別会計のほうをご覧くださいと思います。

なお、特別会計につきましては、4つの特別会計をまとめてとじておりますので、色分けで分けておりますので、ご覧くださいと思います。

認定第2号令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

その中の29ページをご覧ください。

29ページ、実質収支に関する調書でございます。

まず、歳入総額18億2,352万4,695、歳出総額16億7,547万8,654、歳入歳出差引額1億4,777万6,041、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額1億4,777万6,041でございます。

以上で、認定第2号令和元年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を終わり、引き続き、認定第3号令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

議案書の15ページをご覧ください。後期高齢者特別会計の15ページでございます。

実質収支に関する調書、歳入総額2億522万1,300、歳出総額1億9,988万5,400、歳入歳出差引額533万5,900、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額533万5,900となります。

以上で説明を終わります。次、認定第4号令和元年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

議案書の11ページをご覧ください。議案書11ページでございます。

実質収支に関する調書、歳入総額451万6,203、歳出総額はございません。歳入歳出差引総額451万6,203、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額451万6,203となります。

以上で説明を終わり、最後に認定第5号令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

議案書21ページをご覧ください。

実質収支に関する調書、歳入総額6億8,171万1,404、歳出総額6億8,117万1,404、差引はゼロ、翌年度へ繰り越すべき財源もゼロ、実質収支額もゼロとなります。

以上で、認定第1号から認定第5号につきまして説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○議長（安丸眞一郎） お諮りします。令和元年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定及び各特別会計決算の認定につきましては、全議員の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。したがって、全議員の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、決算特別委員会は9月8日午前9時半より協議会室で開催いたします。

○議長（安丸眞一郎） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会 午後0時12分
